

○南会津町地場産品展示販売施設条例施行規則

平成23年 6 月30日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、南会津町地場産品展示販売施設条例（平成23年南会津町条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 南会津町地場産品展示販売施設（以下「展示販売施設」という。）の開館時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、必要があるときは、町長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 指定管理者は、展示販売施設の管理上必要があるときは、町長の承認を得て臨時に休館日を定めることができる。

(使用の申請及び許可)

第4条 条例第6条の規定により展示販売施設の使用許可を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、南会津町地場産品展示販売施設使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を審査し適当と認めたときは、南会津町地場産品展示販売施設使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずに展示販売施設内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供及び広告物の掲示等を行わないこと。

(3) 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。

(4) その他指定管理者が定める事項に違反しないこと。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第16号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

南会津町地場産品展示販売施設使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

住 所
申請人
氏 名

次のとおり展示販売施設を使用したいので、申請します。

使用目的			
使 用 者	住所(団体の場合は事務所の住所) TEL		
	氏名(団体の場合はその名称及び代表者名)		
使用人員	名		
使用期間	平成 年 月 日	午前・午後 時 分から	
	平成 年 月 日	午前・午後 時 分まで	
使用施設			
使 用 料	1. 無料 2. 料金 円		
申請のとおり許可してよろしいか伺います。		(この欄は記入しないでください。) 平成 年 月 日	
課 長	係 長	係	許可番号 第 号

様式第2号(第4条関係)

南会津町地場産品展示販売施設使用許可書

年 月 日

申請者 様

指定管理者 印

次のとおり展示販売施設の使用を許可します。

使用目的							
使 用 者	住所(団体の場合は事務所の住所) TEL						
	氏名(団体の場合はその名称及び代表者名)						
使用人員	名						
使用期間	平成	年	月	日	午前・午後	時	分から
	平成	年	月	日	午前・午後	時	分まで
使用施設							
使 用 料	1. 無料 2. 料金 円						
使用条件	①施設、設備及び備品等を滅失又は、 損傷しないでください。 ②施設使用後は、施設内の清掃及び整 頓をしてください。 ③施設使用については、係員の指示に 従ってください。				(この欄は記入しないでください。)		
					平成 年 月 日		
					許可番号 第 号		